

新潟市食肉センター使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市食肉センターの使用料の徴収事務を、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市西区中野小屋 1 6 3 1 番地 新潟市食肉センター	公益財団法人新潟ミートプラント 理事長 朝妻 厚雄